

政策所管部局	民事局	評価実施主体	民事局
施策等の名称	登記所の整理統合		
目 標	民事行政審議会答申の基準に則って整理統合を進め、平成17年度頃までに同答申時の箇所数（1,003箇所）のおおむね半分程度までの縮減を図る（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」）	指 標	登記所数
基本的考え方	<p>登記所の適正配置については、閣議決定に基づき、政府の行政改革の一環として、これまでも推進してきたところであるが、今なお、分散型の配置となっている。政府の行政改革という大方針に沿いつつ、登記事務のコンピュータ化の推進など国民の期待に応え、充実した法務行政サービスを提供するための基盤整備を行うためには、一層の整理統合が必要であり、平成7年7月に民事行政審議会から答申された今後およそ10年程度の間実施すべき登記所の整理統合の基準（事件数15,000件/年未満又は所要時間おおむね30分程度の登記所を統合）に基づいて、更に推進を図る必要がある。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 民事行政審議会答申時に1,003箇所配置されていた支局・出張所を、平成17年度頃までにおおむね半分程度まで縮減するとの目標に向けて、統合を実施した登記所数を指標として評価する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 適正配置の趣旨及び必要性等について地域住民の方々に説明し、その理解と協力を得るよう努めつつ、40庁の登記所を統合し、更に31庁の登記所の統廃合計画について地域住民の方々に対する説明を開始した。</p> <p>4 達成状況 民事行政審議会の答申時から平成13年度までに271庁の登記所を統合したところであるが、平成17年度ころまでに上記目標を達成するには、引き続き登記所の整理統合を一層推進していく必要がある。</p>		

<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期 新たに10庁の登記所の統廃合計画について、地域住民に対する説明を開始した。</p> <p>2 今後の予定 平成17年度頃までに民事行政審議会答申時の箇所数(1,003箇所)のおおむね半分程度までの縮減を図る(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」)こととされており、引き続き登記所の整理統合を推進していく予定である。</p> <p>3 その他 特になし。</p>
<p>備考</p>	

政策所管部局	民事局	評価実施主体	民事局
施策等の名称	登記事務のコンピュータ化		
目 標	登記情報の電子化を推進する。	指 標	実施状況 不動産登記 全国の登記簿の総不動産筆個数に 対する移行完了筆個数 商業・法人登記 全国の登記簿の総会社・法人数に 対する移行完了会社・法人数
基本的考え方	<p>IT（情報技術）施策の急速な進展を背景として、国民のニーズの変化・多様化が進み、世界最高水準の電子政府の実現が政府方針とされるといった現下の情勢において、国民生活及び経済活動の基本インフラである登記事務がその信頼性を保持し、社会の変化に的確に対応していく必要がある。そのため、登記情報の電子化を前提としたオンラインによる登記情報提供制度と登記情報交換制度のほか商業登記に基礎を置く電子認証制度を実現してきたところである。今後は、不動産登記及び商業・法人登記についてもオンライン申請の実現を図る必要があるが、このような施策を実現していくためには、登記事務のコンピュータ化が前提となる。特に、商業・法人登記事務のコンピュータ化は、商業登記に基礎を置く電子認証制度における法人の本人性確認の前提であり、電子取引・電子申請推進のための基盤整備として重要な施策である。</p> <p>このため、不動産登記については、平成16年度末までに需要の多い都市部等を中心に全国の主要な登記所における登記情報の電子化を完了し、また、商業登記については、平成15年度末までに全国の主要な登記所における登記情報の電子化を完了し、その後も可及的速やかに登記情報の電子化を完了させるべく、鋭意努力する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 平成13年度における移行完了数</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 諸条件の整備を図りつつ、全国の主要な登記所の移行作業を完了させていく。</p>		

	<p>4 達成状況</p> <p>平成13年度においては、不動産登記について約2億7千万筆個のうち約8%、商業法人登記については約350万法人のうち約10%をコンピュータ化した結果、平成13年度までに、不動産登記については約57%、商業・法人登記については、約45%がコンピュータ化されたことになる。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>平成14年4月1日から同年9月1日までに、全国の登記情報のうち、総不動産筆個数の約3%、総会社・法人数の約6%についてコンピュータ化を行った。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>不動産登記については、平成16年度末までに需要の多い都市部を中心に全国の主要な登記所における登記情報のコンピュータ化を完了し、商業・法人登記については、平成15年度末までに全国の主要な登記所における登記情報のコンピュータ化を完了する予定である。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	民事局	評価実施主体	民事局
施策等の名称	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入		
目 標	<p>電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、制度に係る事務を取り扱う登記所の全国展開を以下の目標により進める。</p> <p>(制度を利用可能な法人の割合)</p> <p>平成13年度末：約50%以上</p> <p>平成14年度末：約85%以上</p> <p>平成15年度末：約95%以上</p> <p>平成16年度早期：100%</p>	指 標	制度を利用可能な法人の割合
基本的考え方	<p>電子取引等の安全と円滑に資することを目的として平成12年10月から運用が開始された本制度は、我が国社会の高度情報化推進の取組みの一つとして、今後のIT社会の基盤をなすものであるとともに、高度情報化社会にふさわしい形で商業登記情報を活用する方法としても、重要な意義を持つものである。</p> <p>とりわけ、電子政府・自治体の実現に向けた国の取組みにおいては、本制度は、申請人たる法人を認証する基盤として不可欠のものであり、早期に全国的なサービス提供を可能とすることが求められている。</p> <p>このため、本制度の全国の登記所への導入の考え方としては、登記所の統廃合等を考慮した予算の効率的な執行等に配慮しつつも、平成15年度までに実質的にすべての行政手続をインターネット等で行えるようにすることを目標とする電子政府実現のスケジュールを踏まえて、平成15年度内にはほぼすべての登記所に導入を終える必要がある。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 電子認証制度を利用可能な法人の割合を指標として評価することとし、平成16年度までに以下の数値を達成する。</p> <p>平成13年度末：約50%以上</p> <p>平成14年度末：約85%以上</p> <p>平成15年度末：約95%以上</p>		

	<p>平成16年度早期：100%</p> <p>目標数値は，電子政府の実現目標となる平成15年度までに導入を終えることを原則としつつ，予算の効率的な執行に配慮して，大規模庁から優先的に割り当てた場合に得られる対象法人数の割合を基礎としている。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策</p> <p>平成13年度における導入に当たっては，大規模登記所を優先的に選定するとともに，平成14年度以降の円滑な導入等も考慮し，原則として各法務局・地方法務局の登記所1庁以上に導入されるよう配慮した。</p> <p>4 達成状況</p> <p>(1) 制度を利用可能な法人の割合は約55%であり，基本目標を達成しており，平成14年度以降も引き続き電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため，計画的な導入を図る。</p> <p>(2) 基盤整備に伴う本制度に対応する利用環境の拡大状況については，概要以下のとおりであり，電子商取引における電子署名や電子認証制度の利用を拡大する上で，行政手続のオンライン化による利用の普及を促すことが効果的との観点から，関係省庁との先行的な基盤整備の取り組みに対してシステム上の連携を図ることに努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府認証基盤(GPKI)のブリッジ認証局との相互認証 ・先行3省(国土交通省・経済産業省・総務省)の汎用電子申請システムに対応 ・「公証制度に基礎を置く電子公証制度」への対応 ・会社関係書類の電子化に伴う商業登記申請における電磁的記録の添付に対応 等
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>平成14年度においても，商業登記に基礎を置く電子認証制度の計画的な導入を図っているところであり，同年9月1日現在において本制度を利用可能な法人の割合は，約70%に達している。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>引き続き計画的な導入を図る。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備考</p>	

政策所管部局	刑事局	評価実施主体	刑事局
施策等の名称	被害者等通知制度の適切な運用		
目 標	被害者を始めとする国民の理解を得るとともに，刑事司法の適正かつ円滑な運用を推進する。	指 標	通知者数，通知件数
基本的考え方	<p>本施策は，被害者その他の刑事事件関係者に対し，事件の処理結果，公判期日，刑事裁判の結果等を通知することにより，刑事事件関係者に対するアカウントビリティーの要請にこたえとともに，これを通じて被害者を始めとする国民の理解と信頼を得ることによって，将来の検察活動に対する国民の協力を確保し，もって，刑事司法の適正かつ円滑な運用に資することを目的とするものである。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	<p>通知者数，通知件数は，刑事事件の発生件数のみならず，個々の事件の性質によっては，関係者の名誉・プライバシーの保護及び捜査・公判の円滑な運営に支障を生ずるおそれがある場合など，通知することが相当でない認められる事由がある場合には，通知を行わないこともあり，様々な要因による影響を受ける。</p>		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 通知件数等については，事件数，被害者の希望及び被害者の巻き込まれた犯罪の性質等の外部要因に影響されるので，予め数値目標を設定する目標達成度評価にはなじまないが，本施策の活動実績を示すデータの一つとして，掲載する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 被害者等通知制度の運営 被害者等通知制度は，平成11年4月から，全国の検察庁において実施している制度であり，検察庁において受理した全ての事件を通知対象とし，被害者及び目撃者等に対し，検察官等が取調べなどを実施した際に本制度の内容を説明した上，通知希望事項を確認し，通知を希望した者に対し，事件の処理結果，公判期日，刑事裁判の結果，公訴事実の要旨，不起訴裁定の主文，不起訴裁定の理由の骨子，被疑者・被告人の身柄の状況，懲役，禁錮又は拘留の刑の執行終了予定時期及び仮出獄又は自由刑執行終了による釈放の事実・釈放年月日など刑事事件における幅広い情報を提供するものである。</p> <p>平成13年4月1日から同14年3月31日までの間における被害者等通知制度の実施状況は，次のとおりである。</p> <p>通知者数 通知希望者の総数は，43,085名であり，そのうち，目撃者等の占める割合が3.9パーセントである。また，実際に通知を実施した通知者の総数は，74,567名</p>		

であり、そのうち、目撃者等の占める割合が4.3パーセントである。いずれも、被害者が大多数を占めている（通知総数が希望者総数を上回っているのは、同一者に対して複数の事由を通知しているためである。）

通知内容

通知の内容については、事件処理結果を通知したものが46.4パーセントと大半を占めており、以下、刑事裁判結果についてが28.5パーセント、公判期日についてが24.6パーセントの順である。

（注）括弧内の数字は、目撃者等の数で内数である。

「受刑者の釈放」の通知数については、平成13年10月からの集計である。

事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放
36,891(1,439)	19,519(1,157)	22,670(987)	425(13)

4 評価

以上のとおり、平成13年度は、被害者等通知制度に基づき、74,567名に対し79,505件の情報を通知している。

現在、同制度については、リーフレット「犯罪被害者の方々へ」及び法務省ホームページ上で幅広く国民に対し説明するなどして周知しているところであるが、今後、通知者に提供できる情報や通知方法など、制度の問題点を拾い上げ、改善すべき点があれば検討し、刑事司法の適正かつ円滑な運営に向け、より一層取り組んでいくことが必要である。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

上記「評価結果」欄に記載のとおり、本施策については、予め数値目標を設定する目標達成度評価にはなじまないため、達成目標は設定していないが、本施策をより広く国民に知らしめるため、平成14年4月からパンフレット及び法務省ホームページをリニューアルした。

2 今後の予定

通知者に提供できる情報や通知方法など、本制度の問題点を拾い上げ、改善すべき点があれば検討し、刑事司法の適正かつ円滑な運営に向け、より一層取り組んでいく。

3 その他

特になし。

備考

政策所管部局	刑事局	評価実施主体	刑事局
施策等の名称	検察広報の積極的推進		
目 標	基本目標	検察に対する国民の理解と信頼を推進する。	指 標 実施率 (実施庁 / 全検察庁 59 庁)
	達成目標	全国の各検察庁において、単年度内に最低一回以上の広報活動を実施する。	
基本的考え方	「検察の業務は分かりにくい」などの国民の声にこたえるためには、検察業務に対する広報活動が重要であるとの認識の下、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴などの各種広報活動を積極的に推進し、さらに、これらの広報活動を通じて、刑事司法全体についての正確な理解と信頼を得ることを目的とするものである。		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無</p> <p>以下の評価結果のとおり、本年度の達成目標はおおむね達成できており、また、全国すべての地域において検察広報活動が実施され、「検察広報活動の全国的な展開」という観点からみても、おおむねこれを実現していると判断できることから、来年度については、達成目標を更に高く設定することが相当である。</p> <p>そこで、本施策を実施した検察庁の数や実施した回数のみを指標として片面的に測定するのではなく、これらはもちろん、その実施内容等についても評価の対象とすることが望ましいと思われるので、達成目標及び指標は</p> <p>達成目標 - 「全国の各検察庁において、効果的な広報活動を実施する」</p> <p>指 標 - 「実施状況」</p> <p>と設定することとし、本施策を多角的に測定した上で評価していくものとする。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無</p> <p>なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期</p> <p>平成14年3月31日</p> <p>2 達成度</p> <p>91.5%</p> <p>3 評価方法</p> <p>達成目標の設定については、刑事局が各検察庁に対し、本施策の積極的な取組につき促したのが近年のことという背景事情もあり、いまだ、各検察庁において、より効率的・効果的な広報活動の在り方を模索している段階であることから、まずは「全国的に広</p>		

報活動を展開する」ということに重点をおき、当面は「全国の各検察庁において、単年度内に最低1回以上の広報活動を実施する」としており、その指標は、本施策を実施した庁数を59庁（最高検察庁（1庁）、高等検察庁（8庁）、地方検察庁（50庁）の合計数）で除した割合、すなわち「実施率」におくものとした。

4 平成13年度に講じた施策

全国検察庁59庁のうち、平成13年度内に最低1回以上の検察広報活動を実施した庁は54庁（約91.5%）であり、同年度における未実施庁は、わずか5庁（約8.5%）に過ぎない。

広報活動の具体的な内容としては

- 「移動教室」 - 主に小中学生を対象に、検察庁において、庁舎見学や子供用広報ビデオの上映のほか、検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどするもの
- 「出前教室」 - 主に小中学生を対象に、検察職員が学校等の教育機関に向くなどして、検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどするもの
- 「刑事裁判傍聴」 - 主に高校生、大学生、社会人を対象に、実際の法廷における裁判傍聴を行うとともに、検察官・検察庁の業務に関する質疑応答を行うなどするもの
- 「庁舎見学」 - 主に各教育機関や各種団体からの依頼に応じ、検察庁庁舎の見学を実施するとともに、検察官・検察庁の業務に関する質疑応答を行うなどするもの
- 「各種説明会・講演」 - 検察職員が講演する各種説明会や講演会などを通じ、その出席者に対し、検察官・検察庁の業務に関する説明等を行うもの
- 「新聞等への寄稿」 - 各種新聞・雑誌あるいはテレビ番組等のマスメディアを媒体とし、国民に対し、検察官・検察庁の業務に関する説明等を行うもの

等があげられるが、中には、職員が街頭でチラシを配布し、これによって来庁した大学生等に対して説明会を行うなど、かなり積極的な活動を実施している例もある。

5 評価

未実施庁はいずれも高等検察庁であり、その所在地の地方検察庁を含め、全国の地方検察庁において広報活動を実施していることにより、全国すべての地域において、基本目標である「検察に対する国民の理解と信頼の推進」に向けた活動が実施されていると評価できる。

また、全59庁中、54庁において広報活動が実施されていることから、本施策の達成目標である「単年度内における最低1回以上の広報活動の実施」はおおむね達成していると評価できる。

本施策については、今後も59庁すべての検察庁で実施できるよう更に積極的に展開していく方針である。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

上記「評価結果」欄記載のとおり、本施策について、上記達成目標及び指標を用いて評価した結果はおおむね達成できているといえるが、刑事局としては、全国の各検察庁に対し、引き続き更に積極的な広報活動を実施するよう促すとともに、平成13年度における各庁の広報活動の実施内容等を踏まえ、より効果的な広報活動の在り方につき検

	<p>討しているところである。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>刑事局としては、全国の各検察庁とともに、今後ともより効果的な検察広報活動の在り方を検討しつつ、積極的に広報活動を実施し、本施策の基本目標である「検察に対する国民の理解と信頼の推進」に向けて更なる努力をしていく方針である。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
備 考	

政策所管部局	矯正局	評価実施主体	矯正局						
施策等の名称	矯正施設における職業教育の充実強化								
目 標	刑務作業及び受刑者の職業訓練の充実	指 標	実施状況 受刑者の就業率 職業訓練の修了者数 資格又は免許の取得率						
基本的考え方	<p>1 刑務所及び少年刑務所において行われる刑務作業は、単に受刑者に対し労働を強制するだけでなく、彼らが社会に復帰した後に、善良な市民として適応できるように、作業を通じて勤労精神を養い、かつ、職業についての知識や技能を向上させるために実施している。また、特に職業についての必要な知識や技能を習得させ、又は向上させるために職業訓練も実施している。</p> <p>2 矯正局総務課作業企画調査室においては、刑務作業の企画・立案を行い、各施設が安定した作業量を確保できるよう指導・監督を行っている。また、出所後の就労を容易にするため、時代の要請に合致した職業訓練の企画・立案を行っている。</p> <p>3 刑務作業が充実することにより、これを通してより多くの受刑者に改善更生の効果がもたらされ、また、職業訓練が充実することにより、より多くの受刑者の円滑な社会復帰が促進される。このような受刑者の改善更生や社会復帰が促進されることにより、再犯の減少など、安全で秩序の維持された社会の実現に寄与できる。</p> <p>4 このための指標としては、受刑者の就業率によって必要な作業量の確保の状況を、また、職業訓練の修了者数から職業訓練の修了者の増加の状況を、さらに、資格又は免許の取得率から資格又は免許取得の増加の状況をそれぞれ判断することにより、刑務作業及び受刑者の職業訓練の充実を評価することができる。</p>								
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<p>1 受刑者数の増加 受刑者数が増加することによって、必要とされる作業量が増加するなど安定した作業量の確保に影響が及ぶ。 (参考)受刑者年度末収容人員</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年度末収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>51,033</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>54,428</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 100px;">) 3,395人の増加</p> <p>2 景気の動向 景気の動向により、契約企業の経営状況が悪化するなどして契約の解除や生産規模の縮小が増加し、安定した作業量の確保に影響が及ぶ。</p>			年度	年度末収容人員	12	51,033	13	54,428
年度	年度末収容人員								
12	51,033								
13	54,428								
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>								
評価結果	1 測定時期								

平成14年3月31日

2 評価方法

以下の数値指標をもって評価を行う。

(1) 受刑者の就業率

評価時期における不就業者（規律違反による懲罰中の者や病気等の理由を除き、課すべき作業がないことにより就業していない者）の有無により、不就業者がいない場合は作業量を確保できたと評価する。

(2) 職業訓練の修了者数

(3) 資格又は免許の取得率

3 平成13年度に講じた施策

(1) 就業人員の増加分3,330人分の作業量を確保するとともに、年度途中における契約の解除及び生産規模の縮小によって生じた3,492人分の作業量を確保し、就業率を100%とした。

年度	年度末就業人員	解約・減産影響人員
12	47,658	2,693
13	50,988	3,492

(2) 職業訓練の実施施設の増加等 就職支援コース科職業訓練の実施施設を1施設増加するとともに、半自動溶接機、パソコン等職業訓練用機器の更新整備、船舶職員科職業訓練用船舶の整備を行った。

(3) 53種目の職業訓練を実施し、1,671人が修了した。

年度	職業訓練修了者
12	1,654
13	1,671

(4) 資格又は免許を取得するため受験した受刑者のうち、約86%の受刑者が合格した。

年度		危険物取扱者	溶接技能者	ボイラー-技士	自動車整備士	理容師	その他	合計	合格率
12	受験者	446	279	118	86	56	1,268	2,253	86.2%
	合格者	331	238	100	78	54	1,141	1,942	
13	受験者	361	192	84	78	34	1,205	1,954	86.4%
	合格者	266	145	78	76	27	1,097	1,689	

(5) 所要の通達を改正し、20歳未満の受刑者に対しても職業訓練の機会を付与する旨明確化し、本格的運用を開始した。

4 評価

(1) 犯罪の増加や刑の長期化などを背景に、受刑者数が激増する中、これに必要な作業量を確保するとともに、職業訓練においても資格又は免許が高い合格率で取得されているなど、これらが受刑者の改善更生や社会復帰に資しているものと評価できる。

(2) 受刑者数が激増する傾向は、今後も継続するものと考えられ、これに対応した作業量の確保は、今後更に困難を極めるものと思料される。

(3) 職業訓練はこれを修了することにより、また、資格及び免許はこれを取得することにより、就労の機会が得られるなど、社会的に需要のあるものでなければならない。今後は、社会的な需要を調査するなど、時代の要請に見合うものとするよう企画・立案を行う必要がある。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

平成15年度予算要求において、次の措置を講じた。

	<p>(1) 刑務作業の安定的運営 (作業用プラント及び主要機械の更新など) 作業実施経費 4 , 1 2 7 , 8 6 6 千円</p> <p>(2) 職業訓練の充実 (就職支援コース職業訓練整備経費など) 職業訓練実施経費 1 2 6 , 9 9 2 千円</p> <p>2 今後の予定 職業訓練は , 社会の労働需要に合致したものであることが要求されることから , 今後も , 労働力需要状況を調査するなどし , 時代の要請に見合った訓練とするよう企画 , 立案を行う。</p> <p>3 その他 特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	矯正局	評価実施主体	矯正局
施策等の名称	教育活動の推進		
目 標	基本目標	少年院教育の処遇効果測定に関する調査研究を推進する。	指 標 基本目標に係るテーマを設定し検討を行った会議の延数及び延参加人員 整理・把握できた基本目標に関する過去の行政活動件数 収集できた基本目標に関連する学術領域又は海外の情報件数
	達成目標	<p>当局及び関係部局主催で行う各種会議において、目標に係るテーマを設定し検討を行う。</p> <p>本目標に関連する過去の行政活動の実績について整理・把握する。</p> <p>矯正教育の処遇効果検証及びそのためのシステムに関連する学術の領域における関連情報や、海外の情報を収集する。</p>	
基本的考え方	<p>1 必要性 少年院における矯正教育が、少年院在院者の改善更生にどの程度効果を上げているのかを客観的に検証することを目的とした効果測定システムを構築するため、調査・研究を行う必要がある。</p> <p>2 優先性 昨今の職員削減や予算の効率的執行が強く要求される状況において、最も少ない費用で最大の矯正教育の効果を得ることが要請されている。そのような状況に対処するため、その基礎となる情報の収集及び分析に基づいて処遇のターゲットを絞り込むために同システムを確立し運用することが、最優先課題の一つである。</p> <p>3 施策の実施と目指す効果</p> <div data-bbox="472 1529 1474 1774" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>課 題：少年院在院少年の健全な育成を期し、再非行を防止するために実施されている矯正教育をよりよいものとするために、矯正教育の効果を客観的に検証し、その結果をフィードバックするシステムを構築する必要がある。</p> </div>		

達成目標：矯正教育の効果を示すシステム構築のための調査研究を行う。

< 具体的内容 >

- (1)関係者による各種会議において、本システム構築に係る検討を行う。
- (2)本システム構築に関する過去の行政活動の実績について、資料等の調査を行い、有用な資料を収集整理し、分析を行う。
- (3)矯正教育の処遇効果検証及びそのための本システムに関連する有用な情報について、学術領域及び海外における関連機関等から情報を収集し、分析を行う。

成 果：矯正教育の効果を示すシステム構築のために必要かつ十分な情報が調査・研究により収集・分析され、翌年度以降、実際にそのシステム構築が行える準備が整う。

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因

犯罪学、臨床教育学など、矯正教育に関連する学問分野における学術的蓄積レベルが上がれば、当該知見を本目標に係る施策に活用することができることから、より高いレベルでの目標達成が期待される。

見直しの有無

- 1 目標自体の見直しの有無
なし。
- 2 関係する施策等の改善、見直しの有無
なし。

評価結果

- 1 測定時期
平成14年3月31日
- 2 評価方法
以下の数値指標をもって評価を行う。
(1)基本目標に係るテーマを設定し検討を行った会議の延べ数及び延べ参加人員
(2)収集・分析できた基本目標に関する過去の行政活動件数
(3)収集・分析できた基本目標に関連する学術領域又は海外の情報件数
- 3 平成13年度に講じた施策
(1)少年教育調査官打合せ会において、矯正教育処遇効果測定システム構築に関する検討を行った。また、東京矯正管区においても、同システム構築に関する検討会を行った。
数値指標：会議延べ数 5件
延べ参加人員 45人
(2)矯正局教育課において、少年院出院者の成り行き調査や行刑施設における矯正処遇評価に関する研究など、本システム構築に関する過去の行政活動の実績について、資料等の調査を行い、有用な資料の収集、分析を行った。

	<p>数値指標：収集・分析を行った資料数 10件</p> <p>(3) 矯正局教育課において、矯正教育の処遇効果検証及びそのための本システムに関連する有用な情報について、例えばカナダ矯正局が運用をはじめている矯正施設に収容されている成人に係る再犯予測システムに関する情報を収集するなど、学術領域及び海外における関連機関等から情報を収集し、分析を行った。</p> <p>数値指標：収集・分析を行った資料数 5件</p> <p>4 評価</p> <p>達成目標(1)については、予測していた以上の成果が得られたが、達成目標(2)及び(3)については、インプットの不足から不十分な達成レベルに止まったと思われる。</p> <p>しかしながら、全体としては、本施策について当初設定されていた「成果」である少年院における矯正教育システム構築のために必要な準備が、ある程度整ってきたと考えられるので、平成14年度においては、平成13年度施策実施結果における不足分を補いつつ、引き続きシステム構築に必要な調査研究を推進する必要がある。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>平成14年度は引き続き、施策に係る調査・研究を進めるとともに、処遇効果測定に係るシステム設計のアウトラインについて、検討を行う予定である。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>平成14年度の結果を踏まえ、平成15年度以降は処遇効果測定の試行に係る検討を行う予定である。</p> <p>3 その他</p> <p>今後の施策推進に当たっては、その進行状況に応じ、大学教授等学識者の参加も視野に入れている。</p>
<p>備考</p>	

政策所管部局	保護局	評価実施主体	保護局
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	保護観察対象者の改善更生を促進する。	指 標	保護観察処遇の充実・強化のための施策の実施状況
基本的考え方	<p>保護観察は、犯罪者や非行少年に社会生活を営ませながら、一定の遵守事項を守るように指導監督するとともに、必要な補導援護を行うことによって、その改善及び更生を図ろうとするものである。</p> <p>保護観察を受けるのは、家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年、少年院を仮退院した者、行刑施設を仮出獄した者、刑の執行を猶予され保護観察に付された者等であるが、近年の犯罪情勢の悪化等を受けて、保護観察事件数が増加傾向にあることに加え、複雑かつ深刻な問題性を抱える対象者も増加している。</p> <p>そこで、保護観察対象者が抱える個々の問題性等に的確に対応した保護観察処遇を実施するとともに、更にこれを充実強化するための施策を整備・推進することにより、保護観察対象者の改善更生を図ることが必要である。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 保護観察対象者の抱えている問題は極めて多面的であり、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定することは困難である。そこで、目標達成のために行った施策の実施状況を評価する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 (1) 分類処遇・類型別処遇の充実化 「分類処遇」は、保護観察対象者の処遇困難性を判別し、処遇困難とされた者の処遇を充実させることを目的とする制度であり、一方、「類型別処遇」は、覚せい剤関係、暴力組織関係等保護観察対象者が持つ固有の特性や問題性に焦点を当て、それに対する効果的な処遇を実施することを目的とする制度であるが、平成13年度は、両制度の実効性を一層高めるために、プロジェクトチームを発足させ、現行制度の見直し等に着手した。</p>		

(2) 社会参加活動・各種集団処遇の積極的な実施

社会常識の会得，自信の回復，集団における健全なコミュニケーションの学習等を目的として，主として少年の保護観察対象者を社会参加活動（奉仕活動，自然体験活動，スポーツ活動，社会見学等）に参加させた。

平成13年度社会参加活動実施庁 50庁（全保護観察所。前年度同数）

実施回数 506回（前年度631回）

参加人数 1,578人（前年度1,777人）

また，保護観察対象者が持つ問題性等に即し，効果的にその改善更生を促すため，各種集団処遇等（交通講習，酒害・薬害教育，社会生活技能訓練，保護者会等）を実施した。

(3) 保護観察官の処遇場面への積極的関与

保護観察は，国家公務員である保護観察官と民間のボランティアである保護司が協力して実施しているが，改善更生に困難が伴う保護観察対象者等について保護観察官による往訪（家庭訪問）面接を積極的に実施するなど，保護観察官の直接関与を強化した。

4 評価

(1) 分類処遇・類型別処遇制度については，制度導入後の社会情勢，犯罪情勢の変化も踏まえ，より有効性の高いものとするため，制度改正の方向性等について必要な調査・研究を引き続き行い，平成15年度を目途に改正することを予定している。

(2) 社会参加活動については，その実施回数，参加人数ともに前年度に比して減少しているが，これは，社会参加活動を忌避したり，参加しても他の少年に悪影響を及ぼす問題性の高い少年が増加したことが一因として考えられる。

一方，活動内容についてみると，前年には全体の半数が福祉施設での介護・奉仕活動であったものが，平成13年度には，公共施設や屋外活動先でのスポーツ活動等が増加傾向を示すなど，少年の抱える問題性の多様化・複雑化に応じ，社会参加活動の内容も多様化させようとする取組が進みつつある。

また，活動に参加した少年や保護者等からは「自分に自信がついたようだ」「いろいろな人に触れ合えて楽しかった」「人に役立つ仕事をしてみたいと思った」といった感想が得られており，社会参加活動は保護観察対象者の社会適応ひいてはその改善更生に大きな意義を果たしているものと考えられる。

今後とも，保護観察対象者の特性や地域の実情等に応じた活動先の開拓，活動内容の多様化等を積極的に行うとともに，その実施方法，参加者の選定等についてさらに工夫をする必要がある。

(3) 近年，処遇に困難を伴う者が増加しているため，保護観察官の処遇場面への直接関与がさらに積極的になされるよう，保護観察官の他の業務の合理化等を検討する必要がある。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

(1) 分類処遇・類型別処遇制度の改正に向け，プロジェクトチームにおいて，再犯予測及び処遇方法の調査・研究を行っている。

(2) 各保護観察所における社会参加活動の運用状況について調査するとともに，社会参加活動の実施先の開拓，活動内容の多様化，効果的な実施方法，参加者の選定の在り方等についての検討・分析に着手した。

平成15年度予算要求

保護観察処遇充実強化経費/補導援護庁費等 19,314千円

	<p style="text-align: center;">短期保護観察事件処理実施経費 / 諸謝金等 9,606千円</p> <p>(3) 地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同において、「分類処遇及び類型別処遇の運用の現状と改善すべき点」、「保護観察処遇の強化を図るための効果的な業務管理、組織管理の在り方」等について協議を行った。(平成14年6月18日)</p> <p>(4) 保護観察事件事務を合理化するとともに、処遇の充実を図るため電子化による事件管理システムの機能拡充を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成15年度予算要求</p> <p style="padding-left: 80px;">仮釈放等の審査決定事務に必要な経費 / 仮釈放等審査費 103,780千円</p> <p style="padding-left: 80px;">補導援護経費 / 補導援護庁費 222,439千円</p> <p>2 今後の予定</p> <p>(1) 分類処遇・類型別処遇制度の改正を平成15年度中に行えるよう引き続き作業を進めていく予定である。</p> <p>(2) 社会参加活動については、各保護観察所の検討結果を踏まえて、より一層効果的な運用の在り方について検討を加えていくこととしたい。</p> <p>(3) 保護観察業務の見直しを行うとともに、保護観察官の研修の充実等も併せて検討し、保護観察官の処遇の強化を図る予定である。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
備 考	

政策所管部局	保護局	評価実施主体	保護局
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	保護観察対象者の就業を確保する。	指 標	施策の実施状況
基本的考え方	<p>就業は健全な社会生活の中心となるものであり、犯罪や非行をした者が自立した生活を営む上でも非常に重要なものである。</p> <p>しかし、近時の経済情勢のもと、雇用情勢は悪化しており、特に保護観察対象者の就業の確保は困難を極めている。加えて、高齢対象者や、対人関係上の問題や社会適応力の欠如等の問題を抱えた対象者など、就業を確保する上で特段の働き掛けを要する者が増加する傾向にある。</p> <p>このようなことから、保護観察対象者の就業を確保するための施策を積極的に推進する必要がある。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	<p>平成13年平均の完全失業率：5.0%（平成12年 4.7%）</p> <p>平成13年末有効求人倍率：0.51（平成12年 0.59）</p> <p>その他景気の動向により、就職先の確保が困難になる場合がある。</p>		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 多くの統制困難な外部要因の影響を受けることから、あらかじめ数値目標・指標を設定することができないため、目標達成のために行った活動の実施状況を評価する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 (1) 保護観察対象者に対する就労指導の充実 保護観察対象者に、SST等の処遇技法を活用しながら、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について指導を行った。</p> <p>* SST (Social Skills Training) 社会生活技能訓練。例えば、就職のための面接場面、職場でストレスを感じやすい場面、他人とトラブルになりそうな場面等、社会生活において実際に起こりうる様々な場면을想定して、参加者にその場면을演じさせるとともに、他の者にその演技を批評させることによって、他人とのコミュニケーションの仕方、自己表現の方法等社会生活を送る上で必要な技能を学ばせるもの。</p> <p>平成14年4月1日現在、更生保護法人が設置する更生保護施設101施設中36施設で実施されている。</p>		

(2) 公共職業安定所との連携強化

保護観察対象者の就職先の確保のため、公共職業安定所を積極的に活用したことに加え、保護観察所と公共職業安定所の協議会を開催し、保護観察制度について理解を求めるとともに、出所予定受刑者及び少年院出院予定者並びに矯正施設からの釈放者等に対する就職援助につき、必要な情報交換を行った。

(3) 協力雇用主の確保等

協力雇用主は、保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間の事業者である。より多くの事業主に協力雇用主として協力してもらえるよう、“社会を明るくする運動”等の機会をとらえて広報を行うとともに、協力雇用主の参加を得た協議会・研修会等を開催した。

4 評価

(1) 完全失業率が平成12年から上昇している中で、保護観察終了者に占める無職者の割合を号種別に見た場合、平成12年と比較してほぼ横ばいで推移している。今後とも、保護観察対象者の就業の確保に資するために、より有効な就労指導の方法について検討していく必要がある。

(保護観察終了者全体に占める無職者(学生・生徒、家事従事者を除く)の割合)

	平成12年	平成13年
全体	21.8%	21.8%
1号観察	13.9%	13.9%
2号観察	25.6%	25.7%
3号観察	29.7%	29.2%
4号観察	35.3%	34.8%

平成12年及び平成13年保護統計年報

(注)

- 1号観察：家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者
- 2号観察：地方更生保護委員会の決定により、少年院からの仮退院を許されている者
- 3号観察：地方更生保護委員会の決定により、仮出獄を許されている者
- 4号観察：裁判所の判決により、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者

(2) 全国の協力雇用主数は平成14年4月1日現在で見ると、前年に比べ、351増加している。一方、現下の経済社会情勢等の影響と思われるが、被雇用者数は減少している。

(全国の協力雇用主数及び被雇用者数)

	平成13年4月1日	平成14年4月1日
協力雇用主数	4,606	4,957
被雇用者数	566	446

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

(1) 保護観察対象者に対する就労指導の充実

保護観察対象者に、SST等の処遇技法を活用しながら、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について指導を行う。

平成15年度予算要求

補導援護経費/諸謝金 6,048千円

保護観察処遇充実強化経費/補導援護庁費 1,410千円

(2) 公共職業安定所との連携強化

(3) 協力雇用主の確保に取り組んでいる。

	<p>平成15年度予算要求 更生保護事業経費 / 庁費</p> <p>2 今後の予定 1のとおり</p> <p>3 その他 特になし。</p>	6,552千円
備 考		

政策所管部局	保護局	評価実施主体	保護局
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	保護司を適正に確保する。	指 標	施策の実施状況
基本的考え方	<p>犯罪者や非行少年の改善更生を援助する更生保護活動は国と民間ボランティアの協働で実施・推進され、中でも、保護司は、保護観察の実行機関として、また、地域における犯罪予防活動の推進者として大きな役割を担っているところである。</p> <p>しかし、近年の家族形態の急速な変化や、地域社会における連帯感の欠如等を背景に、保護司の適任者を確保することが困難になりつつある。このことについては、内閣府大臣官房政府広報室実施の「非行少年問題等に関する世論調査」(平成13年11月調査)において「非行少年を立ち直らせるために協力したり、非行を防ぐための活動に参加してみたい気持ちがあるか」との質問に対し、「ある」と答えた人が前回調査時(平成元年)から8.5%減の41.6%と減少傾向にあることからもうかがえる。また、今日、地域社会における更生保護諸活動の多様化が見られる一方で、保護司の高齢化が進み、女性の占める割合が依然として低いなどの状況にあり、行動力と柔軟な処遇能力を備えた保護司を幅広い層から確保することが重要な課題となっている。</p> <p>そこで、若年の保護司や女性の保護司など、幅広い分野から多様な世代の保護司を確保するため、広報を充実させるとともに、保護司組織とも一体となって保護司充足率の向上に取り組む必要がある。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 平成14年4月1日現在の保護司定数(52,500人(保護司法第2条第2項))の充足率、保護司の平均年齢等の数値を前年の数値と比較することにより、施策の実施状況を評価する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 (1) 広報の充実 保護司のパンフレットを地方公共団体等の関係機関に配布(部数 約10,000部)したほか、“社会を明るくする運動”等の機会を通じて保護司制度や保護司の活動を紹介するなど広報を実施した。</p>		

	<p>(2) 保護司組織と一体となった取組の推進 全国保護司連盟が「保護司定数の充員計画」を定めたことを受け、各保護観察所において保護司組織と協議を行うなどして、現状における課題や必要な方策を検討した。</p> <p>4 評価</p> <p>(1) 保護司定数の充足率は、現在93.2%となっており、前年の92.7%から若干上昇している。年齢制限により多数の保護司の退任が見込まれる平成16年までに、さらに充足率を高めていくことが求められる。</p> <p>(2) 女性保護司の占める割合は、24.3%(前年24.0%)で漸増傾向にあるが、引き続き、女性保護司の確保にも努める必要がある。</p> <p>(3) 保護司平均年齢は、昭和28年には53.2歳であったが、年々上昇し現在では63.5歳(前年63.4歳)となっている。年齢構成においても60歳以上の占める割合の増加が顕著であり、現在では69.2%(前年68.8%)に達しており、今後とも若年層からの保護司の確保が課題である。</p> <p>以上のような状況から、保護司についての社会一般の理解を一層得るべく取組を進めるとともに、その確保に当たっては、地方公共団体を始め関係機関・団体との一層の連携強化が必要である。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期 「地方保護司連盟及び都道府県保護司会連合会会長等協議会」(5月)を始め、各種会合等において、保護司充足率等の現況について情報提供を行うなどし、保護司組織と一体となって取組を進めている。</p> <p>2 今後の予定 保護司のパンフレット等を作成・増刷するなどして、広報の充実をはかるとともに、引き続き関係機関等との連携強化に努める。</p> <p>3 その他 特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	保護局	評価実施主体	保護局
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	更生保護ボランティア団体の活動を促進する。	指 標	活動促進のための支援の実施状況
基本的考え方	<p>更生保護制度は、犯罪や非行をした人が通常の社会生活を送りながら、健全な社会の一員として立ち直るよう指導・援助することを中心とした制度であり、その基盤は地域社会である。しかしながら、近年、都市化、核家族化等によって地域における人間関係が稀薄化し、連帯感が弱まるなど、地域社会は、本来有していた教育力や犯罪抑止力を低下させ、大きく変貌しつつある。</p> <p>このような中、更生保護婦人会やBBS会を始めとする更生保護ボランティア団体が、地域における様々な機関・団体と連携し、地域住民のニーズに応じた多様な活動を展開することは、地域社会を活性化させるものであり、更生保護の基盤づくりにつながるものである。また、更生保護の諸活動の推進と相まって、犯罪や非行のない明るい地域づくりに大きく寄与するものである。</p> <p>このように、更生保護ボランティア団体の活動は、地域社会における主体的な犯罪予防活動を助長するものであり、更生保護の諸施策の円滑な実施に資することとなることから、法務省としてその促進を図っているところである。</p> <p>更生保護婦人会 女性の立場から、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティアで、犯罪予防活動、更生保護施設在所者等に対する援助等のほか、子育て支援活動等幅広い活動を実施。</p> <p>BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会 兄・姉のような身近な存在として様々な悩みを持つ少年達と接し、彼らが健やかに成長することを援助する「ともだち活動」のほか、地域において子どもや少年をめぐる様々な問題に対応した幅広い活動を展開する青年ボランティア。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法</p>		

目標を達成するために行った支援の実施状況を評価する。

3 平成13年度に講じた施策

(1) 各種研修・協議会の開催・開催支援

全国、各地方及び各都道府県において、更生保護婦人会員やBBS会員等を対象とする研修・協議会等を開催（各団体と共催）し、活動に必要な知識の習得及び活動事例等に関する情報交流を支援した。

（全国レベルでの実施例）

・平成13年度更生保護婦人会員中央研修

テーマ：「組織力を高めよう～地区会活動の運営と組織について考える～」

参加人員：99名 日数：2日間

・第42回BBS会員中央研修会

テーマ：「各都道府県BBS連盟の抱える諸問題」

参加人員：50名 日数：3日間

(2) 各種活動の実施支援

更生保護婦人会やBBS会が行う各種活動の実施に当たり、企画・運営に関する助言、活動に必要な知識等の情報提供及び地方公共団体等の関係機関への協力依頼等を通じて支援した。

さらに、関係機関・団体等との円滑な連携のもと実施されている活動や地域性豊かな活動など、各地で実施されている先駆的あるいは特徴的な活動例を取り上げ、特に広報するなどした。

4 評価

(1) 全国レベルで開催した研修（3（1）参考例記載）においては、参加者から「中央での研修で得た知識を県や各地区の研修会で紹介し、各地での活動に活かしたい」

「全国各地の取組の状況がわかり、地元での今後の活動の参考になった」といった意見が出されている。ボランティア組織が全国あるいは地方単位で情報の共有や意見の交換を行うことは、各地区会活動の活性化を図る上でも有意義なことであることから、今後も各団体のニーズにあった研修の実施に向け必要な支援が求められる。

(2) 各団体においては、下記に例示するとおり、多彩で幅広い活動が展開されている。今後も各団体の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の一層の活性化を図られるよう支援する必要がある。

なお、各種活動・事業を実施した各団体から、前年までとの比較において、「幅広く地域の関係機関との連携を意識して活動を行うことができた」、「参加した地域の方々から、今後の活動の継続を求める声が多く寄せられた」との意見が出されている一方で、「一般の参加者が少なかったため、広報活動に工夫が必要である」等の意見も寄せられており、今後の支援に当たっての参考にする必要がある。

< 更生保護婦人会の活動例 >

・ミニ集会活動

犯罪予防活動を推進し、更生保護婦人会活動の一層の活発化を図る観点から、非行・犯罪予防、青少年の健全育成、地域の問題、子育て・しつけ等をテーマに、地域住民の参加を得た対話集会、行事等を実施。

・子育て支援活動

地域ぐるみで子育て支援を行うためのネットワークづくり等を目的に、地域の関係機関・団体との連携のもと、子育て母親教室、家庭教育セミナー、講演会、親子で参加できる行事等を実施。

< BBS会の活動例 >

・ともだち活動

非行等の問題を抱えている少年と同じ目の高さになって、少年の相談相手となりながら、彼らの成長を助ける活動。

・グループ活動

地域住民や児童福祉施設の子どもたちとの交流活動、少年たちの悩み相談や学習サポート、グループワーク、不登校生徒や保護観察対象者等とのキャンプ、親子で参加できる体験活動等を実施。

(参考：会員数)

	平成14年4月1日	平成13年4月1日
更生保護婦人会	200,445人	200,310人
BBS会	6,100人	6,053人

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

(1) 更生保護婦人会員やBBS会員等を対象とする研修・協議会等の開催

平成15年度予算要求

保護局経費/庁費 8,830千円

更生保護事業経費/庁費等 13,336千円

(2) 更生保護婦人会やBBS会が行う各種活動の企画・運営に関する助言、活動に必要な知識等の情報提供及び地方公共団体等の関係機関への協力依頼

(3) 各地で実施されている先駆的あるいは特徴的な活動例の広報に取り組んでいる。

2 今後の予定

1のとおり

3 その他

特になし。

備考

政策所管部局	保護局	評価実施主体	保護局
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	基本目標	犯罪予防活動を助長する。	指 標 社会を明るくする運動への参加団体の数及び参加人員
	達成目標	社会を明るくする運動への参加を促進させる。	
基本的考え方	<p>犯罪予防とは、犯罪の原因を除去し、又は犯罪の抑止力となる諸条件を強化助長することによって、犯罪の発生を未然に阻止することであり、更生保護分野における犯罪予防に関する事務の重点は、地域社会が行う犯罪予防活動を助け、推進する等の働き掛けを行うことにある。</p> <p>この中心として法務省が位置付け、広くその参加促進を呼び掛けているものとして、“社会を明るくする運動”がある。本運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動であり、法務省の主唱のもと、運動の趣旨に賛同した公私の機関・団体により、各地域の実情に応じた方法により運動が展開されている。</p> <p>本運動は半世紀に及ぶ歴史を有しており、時代と地域のニーズに応じ、例えば、街頭補導等の直接的な非行防止活動、非行防止に資するための教育機関との連携活動、しつけまで視野に入れた子育て相談活動、地域で非行問題等を話し合うミニ集会活動、あるいは不特定多数の住民等を対象にしたパレード等のキャンペーン活動など極めて多様な活動が展開されており、その多様さが本運動の特徴でもある。</p> <p>法務省においては、犯罪予防活動の助長という観点から、自らキャンペーン活動に取り組むとともに、地域社会が主体となって自発的に多様な活動が展開できるための基盤の整備に重点を置いて施策を展開している。近年は、都市化、核家族化等によって地域における人間関係が稀薄化し、連帯感が弱まるなど、地域社会が本来有していた教育力や犯罪抑止力が低下しており、これが犯罪・非行の多発の背景の一つとなっていることから、近時の“社会を明るくする運動”においては、ボランティア団体を含めた地域の機関・団体等との連携活動を特に重視しているところである。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	1 測定時期		

平成14年3月31日

2 評価方法

本運動への参加促進のために行った法務省（中央実施委員会事務局）における取組の実施状況や参加団体数等を評価する。

3 平成13年度に講じた施策

- (1) 中央実施委員会を開催し、下記重点目標等を内容とする第51回“社会を明るくする運動”実施要領を策定するとともに、地区実施委員会（都道府県及び市区町村等を単位として設置）に周知し、地域活動の展開を促進した。

重点目標；犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支え、
『いきいき』とした明るい社会づくりに参画する。

統一標語；「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」

地域活動キーコンセプト；「子ども・いきいき・ネットワーク」

- (2) 広報活動の実施

全国誌等への関係記事・論説の掲載（約25誌に掲載）

法務省ホームページにおける広報

政府広報による各新聞への突出し広告掲載

日本野球機構、日本プロサッカーリーグの協力によるプロ野球、Jリーグ公式戦における電光掲示

中央行事の実施

・「キックオフプロジェクト」

（法務省庁舎内において、来庁者や職員に向けて各地の予定行事等を広報するとともに、運動の歴史等をパネル展示。）

・「心をつなぐボランティア交流フォーラム in 東京」

（東京都・千代田区各地区実施委員会と心の東京革命推進協議会の共催。「今地域力の時代 - 子どもを育む地域社会づくりへ大人ができること - 」と題した鼎談等）

- (3) 運動展開に資するための広報資材の作成・配布

広報用のポスター（全国で54,618団体の協力を得て、419,729枚が掲出された。）

広報用ビデオ「オヤジのひとこと」

パンフレット 等

- (4) 各地区実施委員会の参加・協力を得て、全国作文コンテストを実施し、優秀作品を表彰した。（応募作品数 小学生の部：19,533,中学生の部：55,268）

- (5) 全国各地で展開されている活動に関する情報を提供するなど、多様な活動の展開に資するための情報交流を支援した。

4 評価

- (1) 全国における各地区実施委員会を構成する機関・団体数は、前年に比べるとやや減少しているが、機関・団体数が現在既に相当数となっていること、第50回の記念の年であった前年の高水準の参加団体数をそのまま維持できなかったこと等によると思われる。過去5年間でみるとほぼ横ばい状態である。

		12年	13年
実施委員会構成	都道府県	5,275	5,181
	市町村等	32,406	31,558

(2) 広報用ポスターは、幅広い年齢層の人々に関心を持ってもらうため、子どもを持つ大人向けのもの、若い世代を対象としたものの2種類を作成した。各地区において、掲出場所、訴求対象等に応じて効果的な使い分けが図られた。各地区からは、特に、プロサッカー選手を起用した若い世代を対象としたポスターが、スポーツ大会等での広報活動において効果的だったとの声が寄せられている。

広報ビデオについては、従来のものの上映時間がミニ集会等で活用するには長いとの意見も寄せられていたことに照らし、活用の便を図るため、その長さを30分と短くするとともに、ストーリーの合間に大人と少年たちとの座談会など生の声を盛り込んだ構成とした。各地区からは、「地域における集会等で使いやすかった」「人間関係を考える上で有意義な内容だった」「上映時間等が適当だった」との感想が寄せられた。

(3) 作文コンテストへの応募作品総数は、前年比で見るとわずかながら(0.6%)減少しているものの、小学生の応募数が前年比19.7%と大幅に増加している。各地区において、教育機関等との連携を重視しながら運動を展開していることにより、その趣旨が小学校にも浸透されてきたことがうかがえる。

(4) 各地区における行事別開催数・参加人員数は、前年比では減少したが、様々な機関・団体等と連携した子ども主体の行事やスポーツ大会、ワークショップなど親子が一緒に参加できる行事が全国各地で展開された。地域活動キーコンセプトの趣旨が浸透、各地で具体化され、子ども、大人、親子が気軽に参加でき、触れ合える活動が多く企画されたものと考えられる。

一方、各地区実施委員会からは、今後の課題としてなお、「地域に住む人たちに運動が浸透しきれていない(特に若者の関心が低い)」、「運動への参加者が偏っている」といった報告も寄せられており、こうした状況を改善するために、「地域の青少年育成に携わる機関や団体と連携する」、「マスコミ等を利用した広報展開を一層強化していく」等の取組方針も提案されている

(主な行事別参加人員)

	12年	13年
街頭広報活動等	1,585,896	1,034,755
ミニ集会等(住民集会含む)	914,631	930,872
講演会	228,356	214,821
弁論大会・標語募集等	351,803	322,651
スポーツ大会	271,076	303,302
その他	1,637,857	1,888,151
合計	4,989,619	4,694,552

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

今年度も昨年度に引き続き、

(1) “社会を明るくする運動”の重点目標やキーコンセプトの地区実施委員会への周知
平成15年度予算要求

更生保護事業経費/庁費 3,271千円

(2) “社会を明るくする運動”を効果的に展開するための広報資材の作成・配布
平成15年度予算要求

	<p>保護局経費 / 庁費 3,390千円</p> <p>更生保護事業経費 / 庁費 7,512千円</p> <p>(3) 全国誌等への関係記事・論説の掲載, 法務省ホームページにおける広報, 中央行事の実施を始めとする各種広報活動に取り組んでいる。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>1のとおり</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
備 考	

政策所管部局	保護局	評価実施主体	保護局
施策等の名称	更生保護活動の推進		
目 標	更生保護施設整備を推進する。	指 標	施設整備の実施状況
基本的考え方	<p>更生保護施設は、頼るべき親族等がないなどの理由で自力では更生が困難な保護観察対象者、刑執行終了者等を保護し、宿泊所の提供、食事の供与、就労の援助等の保護を行うことにより、その社会復帰を支援している。現在、全国には更生保護法人が設置運営する更生保護施設が101あり、年間約1万人を収容保護するなど、再犯の防止と社会の安全の確保に大きな役割を果たしている。このような更生保護施設の果たす機能の重要性にかんがみ、国には、その適正な運営を確保するための措置を講ずる責務がある（更生保護事業法第3条）。</p> <p>ところで、更生保護施設が本来の機能を発揮し、被保護者の改善更生を促進するためには、その機能にふさわしい居住環境・処遇環境の確保が必要であることから、平成6年度に更生保護施設整備費補助金を創設して施設改善を推進してきているが、なお、全国の更生保護施設のうちには、施設設備の老朽化が著しい、居室等が狭隘である等の理由から、居住環境が劣悪であったり、安全・衛生面に重大な問題を有する施設があり、収容保護を必要としている者を保護できない状況にあることから国の刑事政策の遂行にも支障が生じている。そこで、引き続き同補助金の活用による計画的な施設整備を推進する必要がある。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 更生保護施設の整備を促進するために行った取組の実施状況を評価する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 安全・衛生面等の理由から改築・補修の緊急性が高い施設に対し、更生保護施設整備費補助金を交付し、施設整備事業の推進を図った。事業の推進に当たっては、当該施設を設置経営する更生保護法人及び同法人を所管する保護観察所と緊密な連携を保ちながら必要な助言指導を行い、全面改築3施設、内外装の補修3施設、土地整備事業1施設の整備に対し、総額418,660千円の更生保護施設整備費補助金を交付した。</p> <p>4 評価</p>		

	<p>(1) 上記のとおり更生保護施設 7 施設において整備事業を実施し、当該施設においては、躯体の損傷や鉄筋の腐食、採光や通気性などの安全面、衛生面の問題点が改善されたほか、土砂崩れの危険性があった地盤の整備がなされ、また、狭隘な居室の解消と成人用と少年用の居室区分の明確化、社会復帰のための各種処遇を実施する集団処遇室の整備がなされるなど、居住・処遇環境の一層の充実が図られ、処遇施設としての基盤整備が図られた。さらに、本施設整備事業の実施により、入所者の更生意欲及び処遇効果の伸長にも資することが期待される。</p> <p>(2) 現在、全国の更生保護施設には築後 3 年以上を経過し、改築・補修を要する施設がなお 4 8 施設あることから、その計画的な整備を推進していく必要がある。併せて、入所者と地域住民との交流のための集会室の整備や、高齢者や身体障害者などの多様な入所者に対応できるよう、いわゆる「バリアフリー」化についても検討が必要である。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 平成 1 4 年度においては、更生保護施設 7 施設（平成 1 3 年度補正予算分 3 施設、平成 1 4 年度当初予算分 4 施設）について整備事業を進めている</p> <p>(2) さらに緊急に改築・補修を要する 3 施設について、予算要求の措置を講じた。</p> <p>平成 1 5 年度予算要求 更生保護施設整備に必要な経費 / 更生保護施設整備費補助金 2 2 7 , 0 0 0 千円</p> <p>2 今後の予定</p> <p>引き続き、全国の更生保護施設のうち、改築・補修の緊急性が高い施設について、その計画的な整備を推進していくことと併せて、地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環としての入所者と地域住民との交流のための集会室の整備や、今後増加が予想される高齢者や身体障害者など多様な施設入所者に対応できる、「バリアフリー」化の導入などについても検討を進めていく。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	保護局	評価実施主体	保護局
施策等の名称	保護司に対する充実した研修の実施		
目 標	保護司に対し、充実した研修を実施する。	指 標	研修カリキュラム、研修教材の充実のための取組の実施状況
基本的考え方	<p>保護司は、保護観察の実行機関であり、また、地域における犯罪予防活動の推進者であることから、その資質・処遇力の向上は、更生保護活動の推進上極めて重要である。</p> <p>従来から、国が実施する保護司研修については、保護司研修要綱に基づき、その効果的な実施を図ってきたところであるが、近年の犯罪・非行の態様や保護観察対象者等の抱える問題性の複雑・多様化、さらには保護司活動の基盤である地域社会の変貌等が進む中で、それらにも適切に対応し得る研修とすべく、その見直しが求められている。</p> <p>また、保護司法に基づき各保護区を単位に組織される保護司会においても、保護司の職務に関する研修を行うことがその任務として定められているところであるが、その円滑な実施のためには、保護司が身近に活用できる各種研修教材の整備等が不可欠である。</p> <p>そこで、研修カリキュラム（研修要綱）の充実及び研修教材の充実を通じて、保護司研修の充実を図る。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 保護司に対し充実した研修を実施するために行った、研修カリキュラム及び研修教材の充実に向けた取組の実施状況を評価する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 (1) 各保護観察所において、保護司研修要綱に基づき、体系的な保護司研修を実施した。</p> <p>新任研修：初めて保護司を委嘱された者全員を対象に、保護司の使命、役割等保護司として必要な基礎的知識及び心構えの修得を図ることを目的に実施。</p> <p>第一次研修：委嘱後2年未満の保護司を対象に、保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修を図ることを目的に実施。</p>		

第二次研修：委嘱後2年以上4年未満の保護司を対象に、保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長を図ることを目的に実施。
 地域別定例研修：保護司全員を対象に、実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資することを目的に実施。各保護区単位に、年に4回程度ずつ実施。
 特別研修：保護観察所の長が特に必要と認めた保護司を対象に、処遇上特別な配慮を必要とする者の取扱い等に関する専門的知識及び技術の修得等を図ることを目的に実施。

- (2) 保護司研修の実情の把握及び今後の保護司研修の在り方の検討に資するため、研究会・会同等において全国の保護司会の代表者及び保護観察所から意見を聴取した。
- (3) 保護司向けの研修教材として『更生保護』誌(月刊)等を作成し、全保護司に配布した。

4 評価

- (1) 平成12年度に全国の保護司747名及び保護司会100団体を対象に行ったアンケート調査及び平成13年度に実施した意見聴取の結果から、保護司のニーズは、「実践的なカリキュラム」、「研修日数の増加」という点にあることが判明した。また、研修を実施・支援する保護観察所からは、これらに加え、「それぞれの研修の実施に当たって保護司のニーズをきめ細かく反映させる必要がある」といった意見・要望が多い。これらを踏まえ、分かりやすく、実践的なカリキュラムとなるよう、保護司研修要綱について平成15年度内の改訂を目指し検討を重ねる必要がある。
- (2) 研修教材等の作成に当たっても、保護司のニーズ把握に努めるとともに、特に要望の強い視聴覚教材の充実等に向け必要な検討・取組を進めていく必要がある。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

- (1) 各保護観察所において、保護司研修要綱に基づき、新任研修、地域別定例研修を実施している。

平成15年度予算要求

保護局経費/庁費	1,431千円
更生保護事業経費/庁費等	26,126千円
補導援護経費/補導援護庁費等	269,426千円

- (2) 保護司研修の在り方について検討中である。
- (3) 保護司向けの研修教材として『更生保護』誌(月刊)等を作成し、全保護司に配布している。

平成15年度予算要求

補導援護経費/保護司実費弁償金	120,288千円
-----------------	-----------

2 今後の予定

- (1) 各保護観察所において、保護司研修要綱に基づいた体系的な研修を実施していく。(通年)
- (2) 保護司研修要綱の平成15年度内の改訂を目指して検討を重ねていく。
- (3) 保護司向けの研修教材として『更生保護』誌(月刊)等を作成し、全保護司に配布する。

3 その他

特になし。

備考

政策所管部局	公安調査庁	評価実施主体	公安調査庁
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という。)に基づく適正な業務の実施		
目 標	内外情勢の把握・分析を行い、公共の安全の確保の分野で政府関係機関の施策決定に貢献する	指 標	情報の提供状況
基本的考え方	<p>公安調査庁は、公共の安全の確保のため、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、破壊的団体の規制に関する調査として、これらの団体の活動に影響を及ぼす可能性のある内外の情勢についても情報の収集・分析を行っているところ、その過程で得られた様々な情報を関係機関に適時適切に提供し、関係諸機関による的確な対応の実施に貢献することによって、公共の安全に資することも、公安調査庁の重要な職務である。とりわけ、国際テロの脅威など公共の安全を脅かす要因が増加している今日の内外情勢の下で、その職務はますます重要になっている。</p> <p>この観点から、公安調査庁としては、公共の安全の確保の分野での政府関係機関の施策決定に貢献するため、政府関係機関の情報ニーズに対して、迅速に情報を提供する。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 情報の提供状況を検証する。情報の提供状況には、提供件数・種類などを含む。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 平成13年度の国際情勢は、9月の米国における同時多発テロ事件の発生、テロ撲滅のための米国などによるタリバン等への軍事攻撃、イスラム過激派組織による反米・反政府運動の高揚などにより大きく揺れ動いた。公安調査庁では、同時多発テロ事件発生直後に特別調査本部を設置、その後米国等によるタリバン等への軍事攻撃の着手を機に、同本部を緊急特別調査本部に改編し、内外情勢に関する情報の収集・分析体制を強化し、また、この体制の下で、テロ対策に関する政府・与党会議への出席(66回)、国会質問(10回)等を通じて、関連情報や分析結果を適宜提供した。</p> <p>一方、オウム真理教は、観察処分の期間更新を回避するため、施設の公開やホームページの作成などあらゆる機会を通じて、麻原彰晃の影響力の否定、組織の閉鎖性・危険性の払拭を喧伝し、これらの活動を通じて、「開かれた教団」、「麻原からの自立」をア</p>		

ピールし、自己に有利な世論形成に努めていることから、その実態を解明し、正確な情報提供が必要と考えて、この間、公安調査庁は、24施設に立入検査を実施し、18自治体に調査結果を提供した。

このほか、我が国と近隣諸国の間では、「歴史教科書」や「靖国参拝」をめぐり、特に中国や韓国国内で、マスコミや市民団体を中心に対日批判の高まりがみられたほか、12月には九州南西海域において不審船事案が発生した。国内においては、森首相退陣と小泉内閣の誕生、第19回参議院議員通常選挙の施行、歴史教科書検定・採択問題、小泉首相の靖国神社参拝問題など様々な動きがあった。公安調査庁では、教科書問題や靖国参拝問題をめぐる国内過激派等の動向などに焦点を当てた調査活動を展開して、関連情報の収集に努め、分析結果を提供した。

この結果、公安調査庁が政府・関係機関に提供した情報は、延べ1万件以上に及んだ。このほか、週ごと、月ごと、或いは、随時の形で内外の公安情勢や国際テロの動きについてとりまとめた印刷刊行物を11種類、延べ約1万7000冊、政府関係機関等に配布した。

4 評価

公安調査庁からの情報提供に対し、多くの省庁から参考になったとの謝意を表され、継続的提供の依頼を受けた。特に国際テロをめぐる情勢の把握・分析が急務であったところ、9月11日を境として、テロ対策に関する政府・与党会議が開催され、これに伴って関係の情報・資料の要求が増加したが、特別調査本部を設置したため、迅速に情報を提供できたと考える。

評価結果に基づく措置状況

1 講じた措置の内容及び時期

(1) 公安調査庁は、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき組織のスリム化、具体的には事務所の大幅整理、定員の縮減が求められているところ、引き続き適時適切に政府・関係機関に情報を提供し、公共の安全の確保の分野でこれら機関の施策決定に貢献するためには、調査の空白地域の現出や調査力の低減を招くことのないよう効率的、機動的な調査体制の構築を図ることが必要である。そのため、平成15年度予算概算要求において、管内調査旅費、調査用機器の整備経費等の要求を行っている。

(2) 国際テロをめぐる情勢の把握・分析は、今後とも公共の安全の確保にとって最大の課題となることから、国際テロ関連情報の収集・分析力の一層の強化を図るため、平成15年度予算概算要求において、国際テロ等情報連絡旅費、海外資料翻訳委託経費等の要求を行っている。

(3) 国際テロ関連調査体制強化のため、平成15年度予算概算要求において、増員要求のほか、同調査を専門的・系統的に所掌する職として、国際情報官を要求している。

2 今後の予定

組織のスリム化に対処しつつも、国際テロ関連調査を見据えた増員要求を図るとともに、調査官の配置や調査の重点などの検討も含め効率的、機動的な調査体制の構築を追求する。同時に、国際テロ関連調査体制強化の一環として、調査官の語学力の向上に取り組む。加えて、迅速かつ積極的な情報提供のため政府・関係機関との連絡体制の強化を図る。

3 その他

特になし。

備考

政策所管部局	公安調査庁	評価実施主体	公安調査庁
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という。)に基づく適正な業務の実施		
目 標	基本目標	公安調査庁の業務を国民に理解してもらう	指 標 ホームページの改善点
	達成目標	公安調査庁のホームページを充実させる	
基本的考え方	<p>行政改革の主要目的の一つである，行政と国民の間にある行政活動に関する情報の偏在を改善するため，ホームページを充実させる。これにより公安調査庁の広報活動を推進し，公安調査庁に対する国民の理解増進に努める。</p> <p>現在の高度情報通信社会において，インターネットは，国民が情報を入手する重要なツールとなっている上，行政機関の主な媒体である紙に比べて，国民にとっては，その場で情報を入手することができ，公安調査庁にとっても，ホームページは多大な経費をかけることなく，作成することができるものである。公安調査庁に対する国民の理解推進を図る上で，行政と国民双方にとって利便性の高いインターネットという媒体を活用しホームページを充実させることは，理に適ったものとする。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善，見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 ホームページの内容を記述し，具体的取組を評価。ホームページの立ち上げは，平成14年度からであり，本年度は，ホームページ充実化に向けた取組について評価することとし，アクセス件数などの定量的評価については，平成14年度以降取り組んでいきたい。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 内容面では，新たに「最近の内外情勢」という項目をページ上に設け，公安調査庁の活動とこれに関連する内外情勢に関する情報を月ごとに区分して発信するページを加えた。 また，公安調査庁からの情報発信だけでなく，独自のメールアドレス</p>		

	<p>(psia@moj.go.jp)をホームページ上に公開し，国民からの意見を受けられるようにした。</p> <p>4 評価</p> <p>改訂前に比べると，公安調査庁の業務内容や設立の経緯など，自己紹介的な頁に加えて，公安調査庁の活動と関連する内外情勢に関するページを設けたことで，公安調査庁の活動の一端を示せたと考えている。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>ホームページをより充実させるための方策について現在検討中である。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>公安調査庁業務の理解増進につなげるべく，積極的にホームページの改訂に取り組む。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
備考	

政策所管部局	公安調査庁	評価実施主体	公安調査庁
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という。)に基づく適正な業務の実施		
目 標	破壊活動防止法に基づき、十分な調査に基づいた処分請求を行う	指 標	内外情勢の変化を踏まえた調査の概況(内容等)
基本的考え方	<p>破壊活動防止法は、自由な論議によらず、暴力をもって政治上の目的を達成しようとする(「暴力主義的破壊活動」という。)団体に対して、必要に応じ特定の活動の制限や解散などの措置を講ずるとともに、暴力に訴えた個々の行為者に対しても適正な処罰を科し、もって公共の安全の確保に寄与することを目的としたものである。同法に基づき暴力主義的破壊活動を行った団体(「破壊的団体」という。)等について調査し、調査の結果、規制の必要があると認められる場合に、その団体の「活動制限」や「解散の指定」などの規制処分の請求を処分決定機関である公安審査委員会に対して行うのが公安調査庁である。</p> <p>団体が組織的に行う暴力主義的破壊活動は、個人犯罪に比して時として公共の安全に与える影響は計り知れないものがあるが、団体の規制について解散処分をも定めた法律は、破壊活動防止法のみであり、同法に基づいて公安調査庁が行う調査及び処分請求は、公共の安全確保にとって必要不可欠なものである。</p> <p>処分請求に際しては、暴力主義的破壊活動が団体の活動として行われたものであることや当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由を明らかにすることなどが必要である。また、暴力主義的破壊活動には政治目的を持って行う殺人、強盗、爆発物使用などの予備、陰謀、教唆なども含まれる。そのため、処分請求のためには、社会情勢の変化に対応した形で、日常的に破壊的団体等の動向などについて調査を尽くすことが必要となる。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 本年度の内外情勢の変化を記述し、調査の概略を記述した上で、1年間の調査を評価する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策</p>		

	<p>(1) 本年度の情勢と調査の概況</p> <p>過激派関係</p> <p>米国同時多発テロ事件後、過激派は、反戦闘争の高揚と勢力伸長の好機が到来したとして米国の軍事行動及びテロ対策特別措置法案に反対する集会、デモ、街頭宣伝、署名活動などを活発に展開したり、成田空港暫定平行滑走路建設問題でも、ゲリラ事件を引き起こすなどしたため、以降は、これらの活動に対する調査に重点を置いた。</p> <p>朝鮮総連関係</p> <p>朝鮮総連は、5月に第19回全体大会を開催し、初代議長の死去(2月)後の新しい指導体制を発足させるとともに、組織基盤の拡充に向けた後継世代対策の強化をはじめとする活動方針を策定したほか、北朝鮮支援活動などにも取り組んだ。このほか、朝銀問題をめぐっては、元総連中央財政局長の逮捕などについて、我が国政府に強い抗議を行った。こうした情勢の下で、朝鮮総連に対する調査についても、力点を置いた。</p> <p>(2) 本年度における公安調査庁の調査のウェイト</p> <p>9.1.1 同時多発テロ事件をめぐる国内外の情勢の把握が最重要、かつ、緊急課題とされたため、公安調査庁も、国際テロ事件をめぐる情勢把握を中心に調査を展開した。</p> <p>4 評価</p> <p>9.1.1 同時多発テロという前代未聞の無差別大量殺人行為の発生を受けて、上記のとおり、公安調査庁は、特に国際テロとの関連で暴力主義的破壊的活動を行うおそれがある団体の動向に注目し、十分な調査を尽くしたが、処分請求が必要と認めるほどの破壊的団体はないと判断した。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>公安調査庁は、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、組織のスリム化、具体的には事務所の大幅整理、定員の縮減が求められているところ、社会情勢を敏感に捉えて活動を一層広範囲化・多元化させている破壊的団体等の動向などについて、引き続き日常的に調査を尽くすためには、調査の空白地域の現出や調査力の低減を招くことのないよう効率的、機動的な調査体制の構築を図ることが必要である。そのため平成15年度予算概算要求において、管内調査旅費、調査用機器の整備経費等の要求を行っている。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>組織のスリム化に対処しつつも、国際テロ関連調査を見据えた増員要求を図るなど、調査官の配置や調査の重点などの検討も含め効率的、機動的な調査体制の構築を追求する。併せて、個々の調査官の能力向上を目指す。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	公安調査庁	評価実施主体	公安調査庁
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という。)に基づく適正な業務の実施		
目 標	団体規制法に基づき、十分な調査に基づいた処分(更新)請求を行う	指 標	内外情勢の変化を踏まえた調査の概況(内容等)
基本的考え方	<p>「団体規制法」は、過去に団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンなどを使用して、無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体の活動状況を明らかにし、又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって公共の安全の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を一定期間継続して明らかにするための「観察処分」と当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合や観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査の妨害をするなどして、当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一時的に停止させる「再発防止処分」の二つがある。前者の具体的な措置としては、当該団体が役職員、構成員の氏名、住所などについて公安調査庁長官に報告する報告義務と、特に必要があると認められるときに、団体が所有・管理する土地・建物に対して公安調査官が行う立入検査がある。後者については、当該団体が所有・管理する土地・建物の使用禁止や信徒の勧誘禁止などの措置がある。</p> <p>同法による規制に関し必要な調査をし、処分決定機関である公安審査委員会に処分請求を行うのが公安調査庁である。また、観察処分の実施は、公安調査庁が担当する。</p> <p>観察処分の請求のためには、過去に無差別大量殺人行為を行った団体が、現在も、例えば無差別大量殺人行為の首謀者が団体の活動に影響を及ぼしているなど、その属性として無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持していることを、また再発防止処分の請求のためには、無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持している団体が、例えば、急激に構成員や資産を増加させているなど、危険な要素を増大させていることを明らかにすることなどが必要である。そのため、処分請求のためには、無差別大量殺人行為を行った団体について、日常的に十分な調査を尽くすことが必要となる。</p> <p>現在、団体規制法に基づいて、オウム真理教(以下「教団」という。)が、公安調査庁長官の観察に付されている。その期間は、平成12年2月1日から平成15年1月31日までの3年間である。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無</p>		

	なし。
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 本年度の内外情勢の変化を記述し、調査の概略を記述した上で、1年間の調査を評価する。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 公安調査庁は、平成13年度は、教団の実態を明らかにするために、特に必要があると認められた24の教団施設に対し、延べ885人の調査官を動員し、約240時間に及ぶ徹底した立入検査（無差別大量殺人行為に結びつく物件や教団の危険性を示す物件の存在、施設の使用実態、財政状況を把握するための会計帳簿の検査など）を実施した。 これに対して、教団は、観察処分の期間更新を回避するため、施設の公開やホームページの作成などあらゆる機会を通じて、麻原彰晃の影響力の否定、組織の閉鎖性・危険性の払拭を喧伝し、これらの活動を通じて、「開かれた教団」、「麻原からの自立」をアピールし、自己に有利な世論形成に努めている。 しかしながら、公安調査庁では、観察処分期間中に実施した立入検査等を通じ、教団が現在もなお、麻原彰晃を絶対視する体質の下で組織の延命を図り、信徒の引き締め・教化を図るなど閉鎖的、かつ、欺瞞的な体質に変化がないと認め、観察処分期間更新の要否につき、全力を傾けて調査・証拠の収集を行っているところである。</p> <p>4 評価 立入検査や日常的な教団に対する調査により、観察処分の期間更新請求に必要な情報・資料の整備・蓄積は着実に進展している。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1 講じた措置の内容及び時期 (1) 引き続き教団に対して日常的に十分な調査を尽くし、観察処分の期間更新請求に必要な情報・資料の整備・蓄積に努める。そのため、平成15年度予算概算要求において、特に教団の全容を詳細かつ具体的に把握するために必要な立入検査旅費等の要求を行っている。 (2) 諸外国における教団の動向を把握するため、関係機関に職員を派遣し、情報交換を行うことなどを目的に、平成15年度予算要求においてオウム情報連絡旅費の要求を行っている。</p> <p>2 今後の予定 教団に対する観察処分の期間更新に向けて、引き続き十分な調査及び証拠の整備に万全を尽くす。</p> <p>3 その他 特になし。</p>
備考	

政策所管部局	公安調査庁	評価実施主体	公安調査庁
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という。)に基づく適正な業務の実施		
目 標	団体規制法に基づき、実効ある観察処分を実施する	指 標	実施状況
基本的考え方	<p>「団体規制法」は、過去に団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンなどを使用して、無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体の活動状況を明らかにし、又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって公共の安全の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を一定期間継続して明らかにするための「観察処分」と当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合や観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査の妨害をするなどして、当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一時的に停止させる「再発防止処分」の二つがある。「観察処分」の具体的な措置としては、当該団体が役職員、構成員の氏名、住所などについて公安調査庁長官に報告する「報告義務」と、特に必要があると認められるときに、団体が所有・管理する土地・建物に対して公安調査官が行う「立入検査」がある。</p> <p>現在、団体規制法に基づいて、オウム真理教(以下「教団」という。)が、公安調査庁長官の観察に付されている。その期間は、平成12年2月1日から平成15年1月31日までの3年間である。</p> <p>観察処分の実効性を確保するためには、公安調査官による任意調査や団体による報告だけでは足りず、団体の活動を明らかにするために、特に必要があると認められる、団体が所有、若しくは管理する土地や建物に立入り、公安調査官が実地に無差別大量殺人行為に結びつく物件や教団の危険性を示す物件の存在、施設の使用実態、財政状況を把握するための会計帳簿の検査など行うことが重要である。</p>		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標の見直し なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 実施状況に基づき評価する。実施状況には、「実際に立入検査を行った拠点数」、「動員した公安調査官数」、「検査時間」を含む。</p>		

	<p>3 平成13年度に講じた施策</p> <p>公安調査庁は、教団に対し標記期間内において、団体規制法第7条第2項に基づき、合計11回にわたり、教団関係の施設等24カ所の立入検査を実施した。上記拠点施設に対する立入検査等においては、麻原の説法集を保管・使用している事実、検査対象物を秘匿していた事実、教団からの報告はないが、実態として教団が当該施設を管理していた事実などを確認した。</p> <p>実際に立入検査を行った拠点数：24カ所 動員した公安調査官：延べ885名 検査時間：約240時間</p> <p>4 評価</p> <p>立入検査などの実施により、教団の活動状況の実態の一部を相当正確に把握し、実効性のある観察処分を行うことができた。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期</p> <p>今後も継続して教団の活動状況を明らかにしていくため、平成15年度予算概算要求において、教団の全容を詳細かつ具体的に把握するために必要な立入検査旅費等の要求を行っている。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>教団の活動状況を明らかにするため、引き続き、団体規制法に基づく調査、並びに観察処分の実施に全力で取り組む。</p> <p>3 その他</p> <p>特になし。</p>
<p>備 考</p>	

政策所管部局	公安調査庁	評価実施主体	公安調査庁
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という。)に基づく適正な業務の実施		
目 標	団体規制法に基づき、観察処分に基づく調査結果を適正に地方自治体へ提供する	指 標	提供状況
基本的考え方	<p>ここで言う「適正な」とは、「個人の秘密又は公共の安全を害しない範囲で、関係地方自治体の長の求めに応じて行う」ことを指す。</p> <p>団体規制法は、無差別大量殺人行為を行った団体の「活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的」(第一条)とするものであり、第32条に基づき、観察処分により得られた情報を関係地方自治体の求めに応じて提供し、地方自治体の施策遂行に協力することは、当然の責務である。</p> <p>現在、団体規制法に基づいて、オウム真理教(以下「教団」という。)が、公安調査庁長官の観察に付されている。その期間は、平成12年2月1日から平成15年1月31日までの3年間である。</p>		
目標設定に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし。		
見直しの有無	<p>1 目標自体の見直しの有無 なし。</p> <p>2 関係する施策等の改善、見直しの有無 なし。</p>		
評価結果	<p>1 測定時期 平成14年3月31日</p> <p>2 評価方法 国会報告(団体規制法第31条に基づくもの)に記載された調査結果を基に評価。</p> <p>3 平成13年度に講じた施策 平成13年度においては、観察処分により得られた情報を提供した地方自治体は、18自治体、提供件数は46件であった。</p> <p>4 評価 関係地方自治体の長からの要求に対しては、関係地方自治体の施策の実施の参考としてもらうために、個人の秘密又は公共の安全を害しない範囲で、全て提供した。調査結果に対する反応・評価は、以下のとおりである。</p> <p>関係地方自治体においては、この調査結果を、支部周辺住民や施設反対組織に対する説明の資料として活用するなどしており、「高く評価している」、「参考になった」、「市民に安心感を与えることができた」などの評価があった。その一方、「簡潔すぎる」、</p>		

	<p>「内容が形式的」、「迅速に提供してほしい」などの要望もあった。</p> <p>また、地方自体においては、条例の制定・改正を通じて独自に教団対策を講じ始めるなどの動きが出て来ていることから分かります。教団に対する不信感は依然として根強く、公安調査庁が、全力を傾けて調査・証拠の収集を行い、引き続き調査結果を提供する必要性は極めて高い。</p>
<p>評価結果に基づく措置状況</p>	<p>1 講じた措置の内容及び時期 引き続き、可能な範囲で関係自治体の長からの要求に応じて調査結果を提供している。</p> <p>2 今後の予定 公安調査庁に対して、関係自治体や教団施設を抱える地域住民等から立入検査や監視調査の継続実施を要請する声が多数寄せられるなど、依然として教団に対する不信感・不安感が根強く残っており、地方自治体の長からの請求に対しては、これまで同様可能な範囲で、調査結果をより迅速に提供していく。</p> <p>3 その他 特になし。</p>
<p>備 考</p>	